第二十条第四項の表第二十九号（六）中「者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

（七）特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するもの	当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長

第二十条第四項の表中第二十九号を第三十一号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十四号中「所在地」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事業場の所在地）」を加え、同号を同表第二十六号とし、同表第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四　法第百四十条、第百四十一条第二項、第百四十二条、第百四十三条及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分に属するガス用品の輸入の事業に係る国内管理人の事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するもの	当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長
二十五　法第百四十条、第百四十一条第二項、第百四十二条、第百四十三条及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第百四十条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するもの	本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項第三号中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第七項中「行う者」の下に「（届出事業者を除く。）」を加え、「（届出事業者にあつては、型式）」を削り、同条に次の二項を加える。

9　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の輸入の業務に関する届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）とする。

10　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係るガス用品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該ガス用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の輸入の業務に関する届出事業者の事業に関する事項とする。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（取引デジタルプラットフォームにおけるガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）

第十六条　法第百三十七条第三項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　競り

二　当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定のガス用品の販売価格を設定し、当該ガス用品の販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者等による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者等の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者等を当該契約の相手方と決定する方法

別表第二中「第十六条」を「第十七条」に改める。

（電気用品安全法施行令の一部改正）

第三条　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第五条第一項」を「第九条第一項」に、「第五条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項中「及び第五条から第七条まで」を「、第五条及び第六条」に改め、「次項」の下に「から第四項まで」を、「届出事業者」の下に「（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同条第二項中「及び第五条から第七条まで」を「、第五条及び第六条」に改め、「届出事業者」の下に「（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同条第四項中「者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「所在地」の下に「（特定輸入事業者にあつては、その国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4　法第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

7　法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第六条を第十条とし、第五条を第九条とする。

第四条第一項中「第八条」を「第八条第一項から第三項まで」に、「同条及び」を「同条第一項から第三項まで並びに」に改め、「第九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条を第八条とする。

第三条第一項中「業務に関する事項」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係る電気用品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該電気用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該電気用品の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する事項とする。

第三条を第七条とし、第二条の三を第六条とし、第二条の二を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の二を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（取引デジタルプラットフォームにおける電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）

第三条　法第二条第三項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　競り

二　当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格により契約の相手方となることを条件として当該デジタルプラットフォームを利用する者による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、当該デジタルプラットフォームを利用する者から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の当該デジタルプラットフォームを利用する者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした当該デジタルプラットフォームを利用する者を当該契約の相手方と決定する方法

別表第一中「第一条の二、第二条」を「第二条、第四条」に改める。